

# 令和4年第2回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月10日（木） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠席委員 1名

6番 秋谷 諭

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

## (6) 議 事

- 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について  
議案第13号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
議案第14号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について  
議案第15号 令和4年事業計画(案)及び令和4年農作業労働賃金等標準額について  
報告第4号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について  
報告第5号 令和3年賃借料情報について

## 5 その他

## 6 閉 会

## 7 参 与

### 農業員会事務局

局長	浅利 寿夫
次長	川口 均
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

### 農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

### 農業委員会市浦支所

支所長	佐藤 勝秀
-----	-------

### 農林水産課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 4 年第 2 回総会を開会いたします。

はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 19 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、5 番 小林委員、7 番 佐藤委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林水産課の山

田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和4年1月25日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、鳴海博隆推進委員と事務局であっせんにあたりました。

あおもり農業支援センター事業10件を適正に処理したことを報告いたします。

次に令和4年2月7日午前9時30分から、森会長、白戸委員で五所川原稲実・梅田地区の5条転用2件、午前10時30分から、福士推進委員、高橋推進委員で五所川原金山・太刀打地区の5条転用2件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転7件、無償所有権移転3件です。

2ページをご覧ください。

- 1 番 大字原子字紅葉、畑 1 筆、3,743 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 1,000,000 円の有償移転です。
- 2 番 大字下岩崎字戸草元、田 3 筆、合計 6,435 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 1,000,000 円の有償移転です。
- 3 番 大字梅田字平野、畑 1 筆、7,053 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 2,700,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字太刀打字馬繫、田 1 筆、140 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 42,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字太刀打字馬繫、田 1 筆、354 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 70,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字毘沙門字下熊石、田 8 筆 合計 18,584 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 929,000 円の有償移転です。
- 7 番 金木町蒔田桑元、田 1 筆、1,201 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 60,050 円の有償移転です。
- 8 番 金木町中柏木鎧石、田 1 筆 6,797 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ贈与による無償移転です。

9 番 大字藻川字間手川、田 1 筆 1, 478 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
No. 10 と交換です。

10 番 大字藻川字間手川、田 1 筆 1, 493 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
No. 9 と交換です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、  
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相  
当であると判断されます。

議 長 議案第 10 号についての説明が終わりました。  
所有権移転 4 番以外について審議いたします。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転 4 番以外につい  
て原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転 4 番以外につい  
て原案のとおり許可いたします。

議 長 つづきまして、所有権移転 4 番について審議いたします。  
「農業委員会等の法律第 31 条の規定による議事参与の  
制限」となりますので、18 番、小野委員は退席をお願い  
いたします。

小野委員 (退 席)

議 長           ご質問がある方はお願いいたします。

委 員           (な し)

議 長           ご質問がないようですので、所有権移転4番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員           (異議なしの声あり)

議 長           ご異議がないようですので、所有権移転4番について原案のとおり許可いたします。

18番 小野委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第11号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与           6ページをご覧ください。

議案第11号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転4件です。

7ページをご覧ください。

1番 大字姥范字船橋、畑1筆、574㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約1.9kmに位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある

農地で、宅地化の状況が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている、第1種低層住居専用地域にある農地であるため、第3種農地であると判断されます。現在、借家アパートに住んでいるが、結婚を機に生活用品等が増え借家アパートでは手狭になるため、居宅新築を計画し土地を探したが条件に合う土地が見つからなかったことから譲渡人の所有する農地の申請に至りました。土地利用については、一般個人住宅の目安となる500㎡以上の574㎡であるが、近くに農地は無く、74㎡を残地としても荒廃地になり農地の有効利用が損なわれることから、資力・信用についても問題なく、周辺は宅地化が進み耕作している農地は無く、転用にあたり許可相当であると判断されます。

## 2番 大字梅田字福浦、畑1筆、194㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は駐車場の設置です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約4.6kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。譲受人は、10m隣の建物で音楽活動の練習を行う際に路上駐車しているため苦情があり駐車場としての土地を探したところ身内の土地を譲り受け今回の申請に至りました。申請地との間は段差がなく整地し敷砂利を敷き土砂の流出の影響はございません。雨水は自然浸透させ、土地利用についても、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

## 3番 大字金山字泉、畑1筆、330㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から東へ約 2.9km に位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。譲受人は、現在弘前市に在住していますが、近々子供が産まれる予定もあり、実家近くに住みたいと考え、居宅新築を計画し土地を探したが条件に合う土地が無かったことから父の所有する農地を譲り受け申請に至りました。転用面積は一般個人住宅の目安となる 500 m<sup>2</sup>以内であり、土地利用計画については、北、東、西側は宅地、南側は道路に面しています。資力・信用についても問題なく、周辺は宅地化が進み耕作している農地は無く、転用にあたり許可相当であると判断されます。

#### 4 番 大字太刀打字早蕨、田 1 筆、3 6 3 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は駐車場の設置です。

申請地は、津軽鉄道十川駅から北へ約 50m に位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地で、規模が 10ha 未満であるため第 3 種農地と判断されます。譲受人は、葬祭関連事業を営んでおり、平成 3 0 年に許可したセレモニーホールの駐車場が利用者増加のため駐車場を拡張する必要があるため近隣の土地を探したが条件に合う土地が見つからなかったことから譲渡人の土地が隣接しているため譲り受けることになり、本社やセレモニーホールが駅に近く交通の利便性が高く、施設の案内がしやすい好立地であるため今回の申請に至りました。西側には L 型擁壁を施し南側は道路に面している。土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、周囲の農地の営農に支障は無いものと考えられ、資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、9 ページを御覧下さい。

議 長 議案第 1 1 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 1 1 号について原案  
のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 1 号について原案  
のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付  
することに決定いたします。

つづきまして議案第 1 2 号「農業経営基盤強化促進法  
第 1 8 条第 1 項の規定に係る決定について」を議題とい  
たします。参与より説明をお願いします。

参 与 1 0 ページをご覧ください。

議案第 1 2 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1  
項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議  
があったので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の  
規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定 6 3 件、所有権移転 1 7 件です。

1 1 ページ、番号 1 番から 4 2 ページ 6 3 番までの利用  
権設定 6 3 件については皆様のお手元にお配りしていま  
す農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の調査書のとおり許  
可要件を満たしております。

4 3 ページ、番号 1 番から 5 1 ページ 1 7 番までの所有  
権移転 1 7 件につきましては、すべてあっせん委員会によ

る「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業による  
ものです。

議 長 議案第12号についての説明が終わりました。  
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、議案第12号について  
審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第12号について原案  
のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第12号について原案  
のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第13号「農地利用配分計画案に係  
る意見について」を議題とします。

参与から説明をお願いします。

参 与 52ページをご覧下さい。

議案第13号「農用地利用配分計画案に係る意見につ  
いて」

五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案  
について協議があったので、農業委員会の意見を求めるも  
のであります。 件数は1件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧下さい。

1 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字小曲字豊成、田 3 筆、期間は 6 年。借り賃は 10 a あたり 20,000 円です。

受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

以上、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸（てんたい）となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより市農林水産課が選定しています。

議 長 議案第 1 3 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 ( な し )

議 長 ご質問がないようですので、議案第 1 3 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 ( 異議なしの声あり )

議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 3 号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第 1 4 号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の指定について」を議題といたします。

参与からの説明をお願いします。

参 与 53 ページをご覧ください。

議案第14号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の指定について」、農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受けるため、下記のとおり別段の面積及び区域の指定申請書の提出があったので審議を求める。申請件数1件

1 番 農地の所在は大字一野坪字緑石、地目は畑、所有者、願出人は記載のとおりです。

「五所川原市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準により、申請書の提出がありました、五所川原北地区は、遊休農地が相当程度存在し今後も増加することが予想され、当該区域の位置及び規模からみて別段面積を引き下げた場合においても、区域内及び周辺の農地等の効率的な利用に支障を来たすおそれがなく、新規就農者等の受入れを促進するため、空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積を1㎡とし、区域は五所川原北地区と設定したいので、承認を求めるものです。

議 長 議案第14号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第14号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第14号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第15号「令和4年事業計画（案）及び令和4年農作業労働賃金等標準額について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

54ページをご覧ください。

議案第15号令和4年農業委員会事業計画（案）及び令和4年農作業労働賃金等標準額について、令和4年五所川原市農業委員会事業計画及び令和4年農作業労働賃金等標準額を別紙のとおり執行したいので承認を求めるものです。

提案理由、農業委員会等に関する法律、第6条に規定する事務を執行するため、本会の承認を求めるものである。

55ページをご覧ください。

令和4年五所川原市農業委員会事業計画（案）です。

I 基方針、われわれ農業委員会組織は、地域農業の牽引役としての自覚を持ち、農業委員会の最も重要な事務として位置づけられた「農地等の利用の最適化の推進」に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委員そして農地中間管理機構が連携し、農業生産の基盤であり、かつ地域の貴重な資源である農地の有効利用を図りながら豊かな農村環境を形成することを目的に取り組むものとなります。

○ 事業計画です。

1. 土地対策（1）農地の有効利用としまして、

① 農地制度の着実な実施に向けて、制度の普及啓発に取り組むとともに、審議の公平性、公正性、透明性をより高め、優良農地の確保と有効利用に全力で取り組む。

② 一般企業の農地の貸借による農業への参入にあたり、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を生じさせないため、厳格な審査と適正利用の監視強化に努める。

③ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計

画を策定し、認定農業者等担い手農家への農地の集積を図る。

④ 農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に資するよう農用区域内にある土地について、その土地の農業上の利用を確保するため、所有権の移転等のあっせん事業により、農地の流動化を図る。

⑤ 農業経営基盤強化促進法により所有権移転するものについて、農業者の経費軽減を図るため、登記嘱託事務を行う。以上5つを大きな柱として取り組む計画としたいと思います。

(2) 農地パトロールの強化と遊休農地利用の増進

(3) 農地台帳の整備

農地の利用状況、権利関係等を速やかに調査し、最新の情報を管理する。

(4) 公益社団法人あおもり農業支援センター受託事業を、適正利用に関する指導を行いながら農地流動化を促進する。

2. 人と経営対策としまして、

(1) 「人・農地プラン」に基づく取組み

(2) 経営感覚に優れた農業者の育成

(3) 農業者年金業務受託事業

他の制度にない優位性を周知することで、加入推進の取り組みを強化していく。

(4) 認定農業者等との意見の交換と政策提案

(5) 地域に根ざした農政運動の展開

消費者との交流をおこなう等地域に根ざした農政運動を展開する。

3. 広域対策としまして

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の地区担当制

(2) 広報活動の推進

(3) 行動力あふれる農業委員会活動

農業振興の維持・発展のため、農業委員・農地利用最適化推進委員による各種研修会や地区交流会等を開催し、行動する農業委員会づくりを推進するため、計画いたしました。

つづいて令和4年農作業労働賃金等標準額について説明いたします。57ページをご覧ください。

農作業労働賃金等標準額は、農作業受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、その目安となる標準額を定めたものです。

昨年度からの変更点は、青森県最低賃金が令和3年10月6日より時給793円から822円に改定されたことに伴う農作業労働日雇賃金の改定で、上の表の農作業日雇賃金が6,344円から6,600円に増額となりました。下表の農業用機械賃借料は令和3年と同様です。

議長 　　ただいま、説明した議案第15号について、ご質問・ご意見はございませんか。

委員 　　（なし）

議長 　　ご質問が無いようですので、議案第15号「令和4年事業計画（案）及び令和4年農作業労働賃金等標準額について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 　　（異議なしの声あり）

議長 　　ご異議がありませんので、議案第15号「令和4年事業計画（案）及び令和4年農作業労働賃金等標準額について」、原案のとおり承認いたします。

以上、議案第10号から議案第15号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議長 その他に何かございませんか。

議長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長

---

(小林 達英)

5 番委員

---

(佐藤 善一)

7 番委員

---